

○電波法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照表
 電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(免許を要しない無線局)</p> <p>第六条 法第四条第一項第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>二 三 (略)</p> <p>4 法第四条第一項第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる条件に適合するものであつて、総務大臣が別に告示する電波の型式及び空中線電力に適合するもの(以下「特定小電力無線局」という。)</p> <p>(1) テレメーター(②)に規定する医療用テレメーターを除く。)用、テレコントロール(電波を利用して遠隔地点における装置の機能を始動し、変更し、又は終止させることを目的とする信号の伝送をいう。)用及びデータ伝送(主に符号によつて処理される、又は処理された情報の伝送交換をい、③に規定する体内植込型医療用データ伝送及び体内植込型医療用遠隔計測並びに④に規定する国際輸送用データ伝送を除く。)用で使用するものであつて、次に掲げる周波数の電波を使用するもの</p> <p>(一) 一三 (略)</p> <p>(2) 三 (略)</p> <p>(13) <u>人・動物検知通報システム</u>(国内において主として人又は動物の行動及び状態に関する情報の通報又はこれに付随する制御をするための無線通信を行う無線局の無線設備をいう。)用で使用するものであつて、<u>一四二・九三MHz</u>を超え<u>一四二・九九MHz</u>以下及び<u>一四六・九三MHz</u>を超え<u>一四六・九九MHz</u>以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>三 一三 (略)</p>	<p>(免許を要しない無線局)</p> <p>第六条 法第四条第一項第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>二 三 (略)</p> <p>4 法第四条第一項第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる条件に適合するものであつて、総務大臣が別に告示する電波の型式及び空中線電力に適合するもの(以下「特定小電力無線局」という。)</p> <p>(1) テレメーター(②)に規定する医療用テレメーターを除く。)用、テレコントロール(電波を利用して遠隔地点における装置の機能を始動し、変更し、又は終止させることを目的とする信号の伝送をいう。)用及びデータ伝送(主に符号によつて処理される、又は処理された情報の伝送交換をい、③に規定する体内植込型医療用データ伝送及び体内植込型医療用遠隔計測、④に規定する国際輸送用データ伝送並びに⑤に規定するミリ波データ伝送を除く。)用で使用するものであつて、次に掲げる周波数の電波を使用するもの</p> <p>(一) 一三 (略)</p> <p>(2) 三 (略)</p> <p>(13) <u>動物検知通報システム</u>(国内において主として動物の行動及び状態に関する情報の通報又はこれに付随する制御をするための無線通信を行う無線設備をいう。)用で使用するものであつて、<u>一四二・九三MHz</u>を超え<u>一四二・九九MHz</u>以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>三 一三 (略)</p>

第六条の二 法第四条第一項第三号の総務省令で定める機能は、次の各号に掲げるものとする。

一〜三 (略)

四 電気通信回線に接続しない無線局の無線設備であつて、利用者による周波数の切替え又は電波の発射の停止が容易に行うことができるもの

五 (略)

(定期検査を行わない無線局)

第四十一条の二の六 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

一〜七 (略)

八 船舶局であつて、次に掲げるいずれかの無線設備のみを設置するもの

(1)・(2) (略)

(3) (1)又は(2)に掲げる無線設備及び第十三号のレーダー

九〜二十五 (略)

第六条の二 法第四条第一項第三号の総務省令で定める機能は、次の各号に掲げるものとする。

一〜三 (略)

四 特定小電力無線局の無線設備(電気通信回線に接続しないものに限る。)であつて、利用者による周波数の切替え又は電波の発射の停止が容易に行うことができるもの

五 (略)

(定期検査を行わない無線局)

第四十一条の二の六 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

一〜七 (略)

八 船舶局であつて、次に掲げるいずれかの無線設備のみを設置するもの

(1)・(2) (略)

(3) (1)又は(2)に掲げる無線設備及び第十二号のレーダー

九〜二十五 (略)

○無線設備規則の一部を改正する省令 新旧対照表
 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件（略）</p> <p>第四節の三十 <u>四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備（第四十九条の三十二）</u></p> <p>第四節の三十一 <u>無人移動体画像伝送システムの無線局の無線設備（第四十九条の三十三）</u></p> <p>第五節 非常局の無線設備（第五十条）（略）</p> <p>第五章（略）</p> <p>第一条・第二条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第三条 この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。</p> <p>一～十三（略）</p> <p>十四 <u>「無人移動体画像伝送システム」とは、一六九・〇五MHzを超え一六九・三九七五MHz以下、一六九・八〇七五MHzを超え一七〇MHz以下、二、四八三・五MHzを超え二、四九四MHz以下又は五、六五〇MHzを超え五、七五五MHz以下の周波数の電波を使用する自動的に若しくは遠隔操作により動作する移動体に開設された陸上移動局又は携帯局が主として画像伝送を行うための無線通信（当該移動体の制御を行うものを含む。）を行うシステムをいう。</u></p> <p>第三条の二～第九条の三（略）</p>	<p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件（略）</p> <p>第四節の三十 <u>四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備（第四十九条の三十二）</u></p> <p>第五節 非常局の無線設備（第五十条）（略）</p> <p>第五章（略）</p> <p>第一条・第二条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第三条 この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。</p> <p>一～十三（略）</p> <p>第三条の二～第九条の三（略）</p>

(混信防止機能)

第九条の四 法第四条第一項第三号に規定する無線局が有しなければならない混信防止機能は、次のとおりとする。

一〜四 (略)

五 七三・六MHzを超え一、二六〇MHz以下(三二二MHzを超え三二五・二五MHz以下及び四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下を除く。)若しくは一、四〇〇MHz以上一、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局(施行規則第六条第四項第二号に規定する無線局をいう。以下同じ。)又は五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局(施行規則第六条第四項第四号に規定する無線局をいう。以下同じ。)については、次に掲げる機能

イ・ロ (略)

六・七 (略)

八 次に掲げる無線局については、施行規則第六条の二第三号に規定する機能

イ・ロ (略)

ハ 小電力データ通信システムの無線局(五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。)

ニ (略)

九〜十一 (略)

(空中線電力の許容偏差)

第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差	
	上限(パーセント)	下限(パーセント)

(混信防止機能)

第九条の四 法第四条第一項第三号に規定する無線局が有しなければならない混信防止機能は、次のとおりとする。

一〜四 (略)

五 七三・六MHzを超え一、二六〇MHz以下(三二二MHzを超え三二五・二五MHz以下及び四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下を除く。)又は一、四〇〇MHz以上一、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局(施行規則第六条第四項第二号に規定する無線局をいう。以下同じ。)については、次に掲げる機能

イ・ロ (略)

六・七 (略)

八 次に掲げる無線局については、施行規則第六条の二第三号に規定する機能

イ・ロ (略)

ハ 小電力データ通信システムの無線局(施行規則第六条第四項第四号に規定する無線局をいう。以下同じ。)

ニ (略)

九〜十一 (略)

(空中線電力の許容偏差)

第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差	
	上限(パーセント)	下限(パーセント)

一〜六 (略)	(略)	(略)
七 次に掲げる送信設備 (一) (略) (二) 無人移動体画像伝送システムの無線局の送信設備であつて、二、四八三・五MHzを超え二、四九四MHz以下の周波数の電波を使用するもの	二〇	八〇
八 次に掲げる送信設備 (一) (略) (二) 一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下、一四六・九三MHzを超え一四六・九九MHz以下、一六九・三九MHzを超え一六九・八一MHz以下、三二二MHzを超え三二五・二五MHz以下、四〇一MHzを超え四〇二MHz以下、四〇五MHzを超え四〇六MHz以下又は四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備 (三) (略)	二〇	
九〜十八 (略)	(略)	(略)

2〜4 (略)

第十四条の二〜第二十三条 (略)

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電気的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。

2〜13 (略)

14 無人移動体画像伝送システムの無線局の無線設備(二、四八三・五MHzを超え二、四九四MHz以下又は五、六五〇MHzを超え五、七五五MHz以下の周

一〜六 (略)	(略)	(略)
七 次に掲げる送信設備 (一) (略) (二) 無人移動体画像伝送システムの無線局の送信設備であつて、二、四八三・五MHzを超え二、四九四MHz以下の周波数の電波を使用するもの	二〇	八〇
八 次に掲げる送信設備 (一) (略) (二) 一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下、一六九・三九MHzを超え一六九・八一MHz以下、三二二MHzを超え三二五・二五MHz以下、四〇一MHzを超え四〇二MHz以下、四〇五MHzを超え四〇六MHz以下又は四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備 (三) (略)	二〇	
九〜十八 (略)	(略)	(略)

2〜4 (略)

第十四条の二〜第二十三条 (略)

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電気的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。

2〜13 (略)

14 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局、5GHz帯無線アクセスシステムの無線局、一七・七GHzを超え一八・七

波数の電波を使用するものに限る。) 、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局、五GHz帯無線アクセスシステムの無線局、一七・七GHzを超え一八・七二GHz以下及び一九・二二GHzを超え一九・七GHz以下の周波数の電波を使用する無線局(固定局、基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局に限る。)並びに二二GHz帯、二六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局(二二GHzを超え二二・四GHz以下、二二・六GHzを超え二二・八GHz以下、二五・二五GHzを超え二七GHz以下、三八・〇五GHzを超え三八・五GHz以下又は三九・〇五GHzを超え三九・五GHz以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局をいう。以下同じ。)の受信装置については、第二項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

(表略)

15 ～ 29 (略)

第二十五条～第四十九条の十三 (略)

(特定小電力無線局の無線設備)

第四十九条の十四 特定小電力無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

- 一 七三・六MHzを超え一、二六〇MHz以下(一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下、一四六・九三MHzを超え一四六・九九MHz以下、三二二MHzを超え三二五・二五MHz以下、四〇一MHzを超え四〇六MHz以下、四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下及び九二五・九MHz以上九二九・七MHz以下を除く。)の周波数の電波を使用するもの

イ ホ (略)

ハ 送信装置の隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。ただし、総務大臣がこの条件を適用することが困難又は不合理と認める送信装置であつて、別に告示する技術的条件に適合するものについては、この限りでない。

- (1) チャネル間隔が六・二五kHzのものにあつては、搬送波の周波数から六・二五kHz離れた周波数の()の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低い値であること。

二GHz以下及び一九・二二GHzを超え一九・七GHz以下の周波数の電波を使用する無線局(固定局、基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局に限る。)並びに二二GHz帯、二六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局(二二GHzを超え二二・四GHz以下、二二・六GHzを超え二二・八GHz以下、二五・二五GHzを超え二七GHz以下、三八・〇五GHzを超え三八・五GHz以下又は三九・〇五GHzを超え三九・五GHz以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局をいう。以下同じ。)の受信装置については、第二項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

(表略)

15 ～ 29 (略)

第二十五条～第四十九条の十三 (略)

(特定小電力無線局の無線設備)

第四十九条の十四 特定小電力無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

- 一 七三・六MHzを超え一、二六〇MHz以下(一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下、三二二MHzを超え三二五・二五MHz以下、四〇一MHzを超え四〇六MHz以下、四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下及び九二五・九MHz以上九二九・七MHz以下を除く。)の周波数の電波を使用するもの

イ ホ (略)

ハ 送信装置の隣接チャネル漏えい電力は、搬送波の周波数から二・五kHz離れた周波数の()の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低いこと。ただし、総務大臣がこの条件を適用することが困難又は不合理と認める送信装置であつて、別に告示する技術的条件に適合するものについては、この限りでない。

(2) (1)以外のものにあつては、搬送波の周波数から二二・五kHz離れた周波数の（ ）kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低い値であること。

二 一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下及び一四六・九三MHzを超え一四六・九九MHz以下の周波数の電波を使用するもの

イ・ロ (略)

ハ 無線チャネルは、単位チャネル（中心周波数が、一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数のうち一四二・九三四三七五MHz及び一四二・九三四三七五MHzに六・二五kHzの整数倍を加えたもの並びにこれに四kHzを加えたものであつて、帯域幅が五・八kHzのチャネルをいう。）を使用するものであること。この場合において、同時使用可能な最大チャネル数は三とし、三チャネルの同時使用は中心周波数が一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の場合であつて、伝送速度が每秒九、六〇〇ビット以上のデータ伝送を行うときに限る。

ニ (略)

ホ 送信装置の隣接チャネル漏えい電力は、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものであること。

三十三 (略)

第四十九条の十五～第四十九条の三十一 (略)

第四節の三十 四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備

第四十九条の三十二 (略)

第四節の三十一 無人移動体画像伝送システムの無線局の無線設備

第四十九条の三十三 無人移動体画像伝送システムの無線局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

二 一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用するもの

イ・ロ (略)

ハ (略)

ニ 送信装置の隣接チャネル漏えい電力は、搬送波の周波数から二〇kHz離れた周波数の（ ）kHzの帯域内に輻射される電力が一マイクロワット以下であること。ただし、絶対利得が〇デシベル以下の送信空中線を使用する無線設備にあつては、等価等方輻射電力で一マイクロワット以下であること。

三十三 (略)

第四十九条の十五～第四十九条の三十一 (略)

第四節の三十 四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備

第四十九条の三十二 (略)

一 通信方式は、単向通信方式、同報通信方式、単信方式又は複信方式であること。

二 空中線電力は、一ワット以下であること。

三 送信装置の隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。

イ 一六九・〇五MHzを超え一六九・三九七五MHz以下又は一六九・八〇七五MHzを超え一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの

(1) 占有周波数帯幅が一〇〇kHz以下の場合

搬送波の周波数から一〇〇kHz離れた周波数の（ \quad kHzの帯域内に輻射される電力が、搬送波電力より四五デシベル以上低い値

(2) 占有周波数帯幅が一〇〇kHzを超え二〇〇kHz以下の場合

搬送波の周波数から二〇〇kHz離れた周波数の（ \quad kHzの帯域内に輻射される電力が、搬送波電力より四五デシベル以上低い値

(3) 占有周波数帯幅が二〇〇kHzを超え三〇〇kHz以下の場合

搬送波の周波数から三〇〇kHz離れた周波数の（ \quad kHzの帯域内に輻射される電力が、搬送波電力より四五デシベル以上低い値

ロ 五、六五〇MHzを超え五、七五五MHz以下の周波数の電波を使用するもの

(1) 占有周波数帯幅が四・五MHz以下の場合

搬送波の周波数から五MHz及び一〇MHz離れた周波数の（ \quad 五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力よりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値

(2) 占有周波数帯幅が四・五MHzを超え九MHz以下の場合

搬送波の周波数から一〇MHz及び二〇MHz離れた周波数の（ \quad 五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力よりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値

(3) 占有周波数帯幅が九MHzを超え一九・七MHz以下の場合

搬送波の周波数から二〇MHz及び四〇MHz離れた周波数の（ \quad 五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力よりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値

四 送信空中線の絶対利得は、次のとおりであること。

イ 一六九・〇五MHzを超え一六九・三九七五MHz以下又は一六九・八〇七五MHzを超え一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、五・一二デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が五・一

二デシベル（一ワットを〇デシベルとする。）以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

ロ イに掲げるもの以外のものにあつては、六デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が六デシベル（一ワットを〇デシベルとする。）以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

第五十条～第五十七条の二の二 （略）

（送信装置の条件）

第五十七条の三 F－B電波、F－C電波、F－D電波、F－E電波、F－F電波、F－N電波、F－X電波、G－B電波、G－C電波、G－D電波、G－E電波、G－F電波、G－N電波又はG－X電波五四MHzを超え九六〇MHz以下又は一、二一五MHzを超え二、六九〇MHz以下を使用する固定局、陸上移動業務の無線局及び携帯移動業務の無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、放送番組中継を行う固定局、携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、MCA陸上移動通信を行う無線局及びMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、デジタルMCA陸上移動通信を行う無線局及びデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、コードレス電話の無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話

第五十条～第五十七条の二の二 （略）

（送信装置の条件）

第五十七条の三 F－B電波、F－C電波、F－D電波、F－E電波、F－F電波、F－N電波、F－X電波、G－B電波、G－C電波、G－D電波、G－E電波、G－F電波、G－N電波又はG－X電波五四MHzを超え九六〇MHz以下又は一、二一五MHzを超え二、六九〇MHz以下を使用する固定局、陸上移動業務の無線局及び携帯移動業務の無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、放送番組中継を行う固定局、携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、MCA陸上移動通信を行う無線局及びMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、デジタルMCA陸上移動通信を行う無線局及びデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、コードレス電話の無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話

の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、PHSの基地局、PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局及びPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、無人移動体画像伝送システムの無線局、簡易無線局、狭帯域デジタル通信方式の無線局及び市町村デジタル防災無線通信を行う固定局並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

一〜三 (略)

(狭帯域デジタル通信方式の無線局の無線設備)

第五十七条の三の二 狭帯域デジタル通信方式(変調方式が四分のπシフト四相位相変調、オフセット四相位相変調、四値周波数偏位変調、一六値直交振幅変調又はマルチサブキャリア一六値直交振幅変調であるものをいう。以下同じ。)の無線局の無線設備であつて、 142MHz を超え 170MHz 以下、 255MHz を超え 275MHz 以下又は 335MHz を超え 470MHz 以下の周波数の電波を使用するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。ただし、放送番組中継を行う固定局、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、無人移動体画像伝送システムの無線局、海岸局、航空局、基地局(第四十九条の三十二に定めるものに限る。)、陸上移動局(同条に定めるものに限る。)、実験試験局、アマチュア局及び簡易無線局並びに総務大臣が次に掲げる条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の無線設備については、この限りでない。

一〜三 (略)

の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、PHSの基地局、PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局及びPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、簡易無線局、狭帯域デジタル通信方式の無線局及び市町村デジタル防災無線通信を行う固定局並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

一〜三 (略)

(狭帯域デジタル通信方式の無線局の無線設備)

第五十七条の三の二 狭帯域デジタル通信方式(変調方式が四分のπシフト四相位相変調、オフセット四相位相変調、四値周波数偏位変調、一六値直交振幅変調又はマルチサブキャリア一六値直交振幅変調であるものをいう。以下同じ。)の無線局の無線設備であつて、 142MHz を超え 170MHz 以下、 255MHz を超え 275MHz 以下又は 335MHz を超え 470MHz 以下の周波数の電波を使用するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。ただし、放送番組中継を行う固定局、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、海岸局、航空局、基地局(第四十九条の三十二に定めるものに限る。)、陸上移動局(同条に定めるものに限る。)、実験試験局、アマチュア局及び簡易無線局並びに総務大臣が次に掲げる条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の無線設備については、この限りでない。

一〜三 (略)

2・3 (略)

第五十八条～第六十六条 (略)

別表第一号(第5条関係)

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差 (Hz 又は kHz を付 したものを除き、 百万分率)
1～5 (略)	(略)	(略)
6 100MHz を超 え 470MHz 以下	1・2 (略) 3 移動局 (注 18、20、22、24) (1)・(2) (略) <u>(3) その他の移動局 (注 44)</u> ア <u>100MHz を超え 142MHz 以 下のもの及び 162.0375MHz を超え 235MHz 以下のもの (注 28、52、57)</u> イ～エ (略) 4～8 (略) 9 <u>コードレス電話の無線局及び 小電力セキュリティシステムの 無線局 (注 34、41)</u> 10 <u>特定小電力無線局 (注 36)</u> (1) <u>チャンネル間隔が 6.25kHz の もの</u> ア <u>142.93MHz を超え 142.99MHz 以下のもの及び 146.93MHz を超え 146.99MHz</u>	(略) (略) 15 (略) (略) 4 2.5

2・3 (略)

第五十八条～第六十六条 (略)

別表第一号(第5条関係)

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差 (Hz 又は kHz を付 したものを除き、 百万分率)
1～5 (略)	(略)	(略)
6 100MHz を超 え 470MHz 以下	1・2 (略) 3 移動局 (注 18、20、22、24) (1)・(2) (略) <u>(3) その他の移動局 (注 44)</u> ア <u>100MHz を超え 142MHz 以 下のもの及び 162.0375MHz を超え 235MHz 以下のもの (注 28、52)</u> イ～エ (略) 4～8 (略) 9 <u>コードレス電話の無線局、特 定小電力無線局及び小電力セキ ュリティシステムの無線局 (注 34、36、41)</u>	(略) (略) 15 (略) (略) 4

	以下のもの イ その他の周波数のもの (2) その他のもの	2 4			
	11 地球局及び宇宙局	20		10 地球局及び宇宙局	20
7 470MHz を超え 2,450MHz 以下	1～3 (略) 4 特定小電力無線局 (注 36) (1) チャンネル間隔が 12.5kHz のもの (2) その他のもの 5～13 (略)	(略) 2 (略)	7 470MHz を超え 2,450MHz 以下	1～3 (略) 4 特定小電力無線局 (注 36) 5～13 (略)	(略) 4 (略)
8 2,450MHz を超え 10,500MHz 以下	1 (略) 2 陸上局及び移動局 (注 20、31、34、36、47、57) 3～7 (略)	(略) 100 (略)	8 2,450MHz を超え 10,500MHz 以下	1 (略) 2 陸上局及び移動局 (注 20、31、34、36、47) 3～7 (略)	(略) 100 (略)
9 (略)	(略)	(略)	9 (略)	(略)	(略)

注 1～56 (略)

57 無人移動体画像伝送システムの無線局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表並びに注 20 及び 31 に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 169.05MHz を超え 169.3975MHz 以下又は 169.8075MHz を超え 170MHz 以下の周波数の電波を使用するもの 3 (10⁻⁶)
(2) 2,483.5MHz を超え 2,494MHz 以下の周波数の電波を使用するもの 50 (10⁻⁶)
(3) 5,650MHz を超え 5,755MHz 以下の周波数の電波を使用するもの 20 (10⁻⁶)

別表第二号(第 6 条関係)

第 1～第 27 (略)

第 28 特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第 1 から

注 1～56 (略)

別表第二号(第 6 条関係)

第 1～第 27 (略)

第 28 特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第 1 から

第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。ただし、総務大臣がこの値によることが困難又は不合理と認めて別に告示する無線設備については、総務大臣が別に告示で定める値とする。

- (1) 占有周波数帯幅が 5.8kHz 以下のもの 5.8kHz
- (2) 占有周波数帯幅が 5.8kHz を超えるもの 8.5kHz

第29～第71 (略)

第72 無人移動体画像伝送システムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4まで及び第13の規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

(1) 169.05MHz を超え 169.3975MHz 以下及び 169.8075MHz を超え 170MHz 以下の周波数の電波を使用するもの

- ア 占有周波数帯幅が 100kHz 以下のもの 100kHz
- イ 占有周波数帯幅が 100kHz を超え 200kHz 以下のもの 200kHz
- ウ 占有周波数帯幅が 200kHz を超え 300kHz 以下のもの 300kHz

(2) 2,483.5MHz を超え 2,494MHz 以下の周波数の電波を使用するもの

- ア 占有周波数帯幅が 4.5MHz 以下のもの 4.5MHz
- イ 占有周波数帯幅が 4.5MHz を超え 9MHz 以下のもの 9MHz

(3) 5,650MHz を超え 5,755MHz 以下の周波数の電波を使用するもの

- ア 占有周波数帯幅が 4.5MHz 以下のもの 4.5MHz
- イ 占有周波数帯幅が 4.5MHz を超え 9MHz 以下のもの 9MHz
- ウ 占有周波数帯幅が 9MHz を超え 19.7MHz 以下のもの 19.7MHz

別表第三号(第7条関係)

1～59 (略)

60 無人移動体画像伝送システムの無線局(169.05MHz を超え 169.3975MHz 以下及び 169.8075MHz を超え 170MHz 以下の周波数の電波を使用するものを除く。)の無線設備の不要発射の強度の許容値は、2及び18に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 2,483.5MHz を超え 2,494MHz 以下の周波数の電波を使用するもの

- ア 占有周波数帯幅が 4.5MHz 以下のもの

周波数帯	不要発射の強度の許容値
------	-------------

第4までの規定にかかわらず、8.5kHzとする。ただし、総務大臣がこの値によることが困難又は不合理と認めて別に告示する無線設備については、総務大臣が別に告示で定める値とする。

第29～第71 (略)

別表第三号(第7条関係)

1～59 (略)

<u>2, 478. 5MHz 未満及び 2, 498. 5MHz を超え 2, 500MHz 以下</u>	<u>任意の 1MHz の帯域幅における平均電 力が 20 μ W 以下</u>
<u>2, 478. 5MHz 以上 2, 481MHz 未満及び 2, 496MHz を超え 2, 498. 5MHz 以下</u>	<u>任意の 1MHz の帯域幅における平均電 力が 300 μ W 以下</u>
<u>2, 481MHz 以上 2, 483. 25MHz 未満及び 2, 493. 75MHz を超 え 2, 496MHz 以下</u>	<u>任意の 1MHz の帯域幅における平均電 力が 2mW 以下</u>
<u>2, 500MHz を超え 2, 510MHz 以下</u>	<u>任意の 1MHz の帯域幅における平均電 力が 10 μ W 以下</u>
<u>2, 510MHz を超えるもの</u>	<u>任意の 1MHz の帯域幅における平均電 力が 1 μ W 以下</u>

イ 占有周波数帯幅が 4. 5MHz を超え 9MHz 以下のもの

<u>周波数帯</u>	<u>不要発射の強度の許容値</u>
<u>2, 473. 5MHz 未満及び 2, 500MHz を超え 2, 510MHz 以下</u>	<u>任意の 1MHz の帯域幅における平均電 力が 10 μ W 以下</u>
<u>2, 473. 5MHz 以上 2, 478. 5MHz 未満及び 2, 498. 5MHz を超え 2, 500MHz 以下</u>	<u>任意の 1MHz の帯域幅における平均電 力が 150 μ W 以下</u>
<u>2, 478. 5MHz 以上 2, 483MHz 未満及び 2, 494. 5MHz を超え 2, 498. 5MHz 以下</u>	<u>任意の 1MHz の帯域幅における平均電 力が 1mW 以下</u>
<u>2, 510MHz を超えるもの</u>	<u>任意の 1MHz の帯域幅における平均電 力が 1 μ W 以下</u>

(2) 5, 650MHz を超え 5, 755MHz 以下の周波数の電波を使用するもの

ア 占有周波数帯幅が 4.5MHz 以下のもの

周波数帯	不要発射の強度の許容値
5,590MHz 未満及び 5,815MHz 以上	任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が $0.63 \mu\text{W}$ 以下
5,590MHz 以上 5,630MHz 未満及び 5,775MHz 以上 5,815MHz 未満	任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が $3 \mu\text{W}$ 以下
5,630MHz 以上 5,640MHz 未満及び 5,765MHz 以上 5,775MHz 未満	任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が $6.3 \mu\text{W}$ 以下

イ 占有周波数帯幅が 4.5MHz を超え 19.7MHz 以下のもの

周波数帯	不要発射の強度の許容値
5,590MHz 未満及び 5,815MHz 以上	任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が $0.63 \mu\text{W}$ 以下
5,590MHz 以上 5,630MHz 未満及び 5,775MHz 以上 5,815MHz 未満	任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が $3 \mu\text{W}$ 以下

61 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1 から 60 までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。

60 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1 から 58 までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。

○ 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令 新旧対照表
 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則 (昭和五十六年郵政省令第三十七号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一〇一の八 (略)</p> <p>一の九 設備規則第四章においてその無線設備の条件が定められている単側波帯の電波を使用する単一通信路の陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下のもの (第二十五号から第二十五号の三までに掲げるものを除く。)</p> <p>一の十 設備規則第四章においてその無線設備の条件が定められているF一B電波、F一C電波、F一D電波、F一E電波、F一F電波、F一N電波、F一X電波、G一B電波、G一C電波、G一D電波、G一E電波、G一F電波、G一N電波又はG一X電波を使用する単一通信路の陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下のもの (第一号の四、第二十五号の四、第二十五号の五及び第七十一号に掲げるものを除く。)</p> <p>一の十一～二十 (略)</p> <p>二十の二 設備規則第四十九条の七の三においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局又はデジタル指令局 (設備規則第三条第六号に規定するデジタル指令局をいう。) に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下のもの</p>	<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一〇一の八 (略)</p> <p>一の九 設備規則第四章においてその無線設備の条件が定められている単側波帯の電波を使用する単一通信路の陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下のもの (第一号の二に掲げるものを除く。)</p> <p>一の十 設備規則第四章においてその無線設備の条件が定められているF一B電波、F一C電波、F一D電波、F一E電波、F一F電波、F一N電波、F一X電波、G一B電波、G一C電波、G一D電波、G一E電波、G一F電波、G一N電波又はG一X電波を使用する単一通信路の陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下のもの (第一号から第一号の五まで、第一号の七及び前号に掲げるものを除く。)</p> <p>一の十一～二十 (略)</p> <p>二十の二 設備規則第四十九条の七の三においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局又はデジタル指令局 (設備規則第三条第六号に規定するデジタル指令局をいう。別表第二号において同じ。) に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下のもの</p>

二十一～七十一 (略)

七十二 設備規則第四十九条の三十三においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備

2 (略)

別表第一号 技術基準適合証明のための審査 (第六条及び第二十五条関係)

一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

置装一	項目 試験	三 測定器等	四 特定無線設備の種別	
			(略)	第二条第二項第七十一号の無線設備
置装信送	周波数	周波数計又はスペクトル分析器		○
	占有周波数帯幅	擬似音声発生器又は擬似信号発生器又はバンドメータ又はスペクトル分析器	○	○
	スプリア	低周波発振器	○	○

二十一～七十一 (略)

2 (略)

別表第一号 技術基準適合証明のための審査 (第六条及び第二十五条関係)

一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

置装一	項目 試験	三 測定器等	四 特定無線設備の種別	
			(略)	第二条第二項第七十一号の無線設備
置装信送	周波数	周波数計又はスペクトル分析器		○
	占有周波数帯幅	擬似音声発生器又は擬似信号発生器又はバンドメータ又はスペクトル分析器		○
	スプリア	低周波発振器		○

注 1、22 (略)

23、二、四八三・五MHzを超え、二、四九四MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。

イ・ウ (略)

二・三 (略)

置装信受		副次的に電波等に限る電波
ひび雑音及歪率	標準信号発生器 歪率雑音計	電界強度測定器又はスペクトル分析器
特性	低周波発振器 直線検波器	
数変動	周波数計	
特性	標準信号発生器 歪率雑音計	
効果抑圧	標準信号発生器 レベル計	
度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロスコープ	
隣接チャネル選択	標準信号発生器 レベル計又はオシロスコープ	
ポンスレス	標準信号発生器 歪率雑音計	
減衰量	標準信号発生器 レベル計	
幅過帯域	標準信号発生器 レベル計	
感度	標準信号発生器 歪率雑音計	
副次的に電波等に限る電波	標準信号発生器 歪率雑音計	電界強度測定器又はスペクトル分析器

注 1、22 (略)

イ・ウ (略)

二・三 (略)

置装信受		副次的に電波等に限る電波
ひび雑音及歪率	標準信号発生器 歪率雑音計	電界強度測定器又はスペクトル分析器
特性	低周波発振器 直線検波器	
数変動	周波数計	
特性	標準信号発生器 歪率雑音計	
効果抑圧	標準信号発生器 レベル計	
度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロスコープ	
隣接チャネル選択	標準信号発生器 レベル計又はオシロスコープ	
ポンスレス	標準信号発生器 歪率雑音計	
減衰量	標準信号発生器 レベル計	
幅過帯域	標準信号発生器 レベル計	
感度	標準信号発生器 歪率雑音計	
副次的に電波等に限る電波	標準信号発生器 歪率雑音計	電界強度測定器又はスペクトル分析器

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号 **R** 及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

（略）

注1～3 （略）

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
（略）	（略）
第2条第1項第71号に掲げる無線設備	<u>Y T</u>
第2条第1項第72号に掲げる無線設備	<u>R B</u>
5 （略）	

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号 **R** 及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

（略）

注1～3 （略）

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
（略）	（略）
第2条第1項第71号に掲げる無線設備	<u>Y T</u>
5 （略）	

○ 電波法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年省令第二十八号）の一部を改正する省令 新旧対照表

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>（無線設備規則の一部改正）</p> <p>第二条（略）</p> <p>別表第三号14中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、<u>同表37(2)を削り、同37(3)イ中「14(3)イ」を「14(2)イ」に改め、同(3)を同37(2)とし、同37(4)中「14(4)」を「14(3)」に改め、同(4)を同37(3)とし、同37中(5)を(4)とし、(6)を(5)とし、(7)を(6)とする。</u></p> <p>別図第一号中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。</p> <p>別図第四号の九中3を削り、4を3とし、5を4とし、6を5とする。</p> <p>（無線機器型検規則の一部改正）</p> <p>第三条（略）</p>	<p>（無線設備規則の一部改正）</p> <p>第二条（略）</p> <p>別表第三号14中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、<u>同表36(2)を削り、同36(3)イ中「14(3)イ」を「14(2)イ」に改め、同(3)を同36(2)とし、同36(4)中「14(4)」を「14(3)」に改め、同(4)を同36(3)とし、同36中(5)を(4)とし、(6)を(5)とし、(7)を(6)とする。</u></p> <p>別図第一号中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。</p> <p>別図第四号の九中3を削り、4を3とし、5を4とし、6を5とする。</p> <p>（無線機器型検規則の一部改正）</p> <p>第三条（略）</p>

附 則

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行の際現に一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）を受けている無線設備は、第一条の規定による改正後の施行規則第六条第四項第二号(13)に規定する人・動物検知通報システムの無線局の無線設備とみなす。
- 3 この省令の施行の際現に受けている一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。
- 4 第二条の規定による改正前の設備規則の条件に適合する一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備については、平成三十三年八月三十一日までの間に限り、この省令による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例により技術基準適合証明等を受けることができる。この場合において、当該技術基準適合証明等の効力については、前項の規定を準用する。